

明治大学大学院法務研究科法務専攻

目 次

I 認証評価結果	2-(13)-3
II 章ごとの評価	2-(13)-4
第 1 章 教育目的	2-(13)-4
第 2 章 教育内容	2-(13)-6
第 3 章 教育方法	2-(13)-9
第 4 章 成績評価及び修了認定	2-(13)-11
第 5 章 教育内容等の改善措置	2-(13)-15
第 6 章 入学者選抜等	2-(13)-16
第 7 章 学生の支援体制	2-(13)-18
第 8 章 教員組織	2-(13)-20
第 9 章 管理運営等	2-(13)-23
第 10 章 施設、設備及び図書館等	2-(13)-26
<参 考>	2-(13)-29
i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	2-(13)-31
ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	2-(13)-32
iii 自己評価書等	2-(13)-33

I 認証評価結果

明治大学大学院法務研究科法務専攻は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している。

当該法科大学院の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 身体に障害のある学生に対する修学のための措置として、全館バリアフリーになっている。
- 教育上主要な科目については、原則として専任教員が担当するものとしつつ、研究専念期間を確保する制度が実現している。
- 自習室については、学生総数と同数以上の自習机が整備され、十分なスペースが確保されている。
- 自習机からパソコンを使用して大学全体の蔵書を検索することが可能であるほか、自習室と中央図書館及びローライブラリーの距離が近いことなど、自習室と中央図書館及びローライブラリーとの有機的連携が確保されている。

Ⅱ 章ごとの評価

第1章 教育目的

1 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

1-1-1 各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

本法科大学院においては、法曹としての実務に必要な学識を修得させるものとして法律基本科目、法律実務の基礎的素養を涵養するものとして法律実務基礎科目、基礎法学に関する分野又は法学に関連する分野のものとして基礎法学・隣接科目及び応用的先端的な法領域に関するもの、その他の実定法に関する多様な分野のものとして展開・先端科目が配置されるとともに、少人数による双方向的又は多方向的で密度の高い授業を行うものとされ、理論的かつ実践的な教育が体系的に実施されている。

成績評価は、成績評価基準の設定と学生への周知、採点基準の設定、成績分布の公表、進級制の採用などの設計のもと厳格に行われ、修了認定も、厳格な成績評価の蓄積を通して行われている。

1-1-2 各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準1-1-1に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

本法科大学院の目的は、「法曹としてふさわしい豊かな人間性と高い倫理観及び創造的な思考力を涵養するとともに、幅広い教養と専門的な法知識を教授し、並びに法的諸問題を解決するための能力向上に必要な実践的教育を施すことにより、社会的、国際的に活躍し得る優れた資質と能力を有する法曹を育成すること」として明確に示されている。また、養成する法曹像は、「①人権を尊重し『個』を大切にする法曹、②批判的精神をもって社会秩序を探究し、人類発展に貢献する法曹、③男女共同参画社会の形成に貢献する法曹、④専門分野に強い法曹、⑤アジア諸国において活躍する法曹」として明確に示され、その内容は法曹養成のための中核的機関としての法科大学院にふさわしいものになっている。

本法科大学院においては、養成しようとする法曹像に適った教育を実施するため、理論的教育と実務的教育との架橋、少人数教育による双方向的又は多方向的授業の実施、企業法務、知的財産、ジェンダー、環境、医事生命倫理の5分野を重視した重点的な科目配置、5分野に対応した履修モデルの提示、「専門法曹養成研究教育センター」の付置などが行われている。

以上の内容を総合し、「第1章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第1章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第2章 教育内容

1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

2-1-1 教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

本法科大学院は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的位置を占めるものであり、その教育課程は、学部での法学教育との関係を明確にした上で、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、本法科大学院の目的を効果的に実現するために、1年次・2年次において、法律知識の体系的理解とその論理的展開を中心とした理論的教育を行い、それを基礎として2年次・3年次において、法律実務につなげる一方で、法律実務の観点から法理論を捉え、法理論的教育に反映するという連携教育の重要性にかんがみ、法曹三者が法律実務基礎科目を担当することなどにより、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

2-1-2 次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

本法科大学院の教育課程においては、(1) 法律基本科目、(2) 法律実務基礎科目、(3) 基礎法学・隣接科目、(4) 展開・先端科目の教育内容に係る授業科目がそれぞれ開設されている。

(1) 法律基本科目としては、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の実務に係る授業科目が開設されており、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本的な教育内容となっている。

ただし、展開・先端科目に配置されている授業科目「債権回収法Ⅰ」の教育内容が、実質的に法律基本科目に当たる。

(2) 法律実務基礎科目としては、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法情報調査、法文書作成、模擬裁判、ローヤリング及びエキスターンシップに係る授業科目が開設されており、実務の経験を有する教員が関与するなど、法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を

行うにふさわしい教育内容となっている。

(3) 基礎法学・隣接科目としては、授業科目「法哲学」、「法社会学」、「日本法史」、「比較法制度論Ⅰ(アメリカ)」等が開設されており、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を拡げることに寄与する専門的な教育内容となっている。

(4) 展開・先端科目としては、具体的教育内容が法律基本科目の教育内容と部分的に重複している授業科目があるものの、①知的財産分野に強い法曹、②社会における人間の権利擁護に向きあう法曹、③環境法に強い法曹、④医事法に強い法曹、⑤国際法務に強いビジネス・ロイヤーの5つの履修モデルをもとに、①知的財産分野に強い法曹との関連では授業科目「知的財産と法Ⅰ」、「知的財産と法Ⅱ」、「知的財産と法Ⅲ」、「知的財産と法Ⅳ」、「独占禁止手続法」等、②社会における人間の権利擁護に向きあう法曹との関連では授業科目「ジェンダーと法Ⅰ」、「ジェンダーと法Ⅱ」、「ジェンダーと法Ⅲ」、「ジェンダーと法Ⅳ」、「労働法」、「消費者法」等、③環境法に強い法曹との関連では授業科目「環境と法Ⅰ」、「環境と法Ⅱ」、「環境と法Ⅲ」、「環境と法Ⅳ」等、④医事法に強い法曹との関連では授業科目「医事・生命倫理と法Ⅰ」、「医事・生命倫理と法Ⅱ」、「医事・生命倫理と法Ⅲ」、「医事・生命倫理と法Ⅳ」等、⑤国際法務に強いビジネス・ロイヤーとの関連では授業科目「企業実務と法Ⅰ」、「企業実務と法Ⅱ」、「企業実務と法Ⅲ」、「企業実務と法Ⅳ」、「金融取引法」、「国際取引法」等がそれぞれ開設されており、社会の多様な新しい法的ニーズに応え、応用的先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、幅広くかつ高度の専門的教育を行うことによって、実務との融合をも図る教育内容となっている。

2-1-3 基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

本法科大学院においては、教育上の目的に応じた授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が一部の科目に偏ることがないように、必修科目、選択必修科目及び選択科目の分類が行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって配当されている。

法律基本科目については、必修科目及び選択科目からなり、その必修総単位数は、公法系科目 10 単位、民事系科目 30 単位、刑事系科目 12 単位の合計 52 単位である。

法律実務基礎科目については、法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容として、独立した授業科目「法曹倫理」(2 単位)が必修科目として開設され、また、他の授業科目の授業においてもこのことに留意した教育が行われている。要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎として、授業科目「事実と証明Ⅰ(民事)」(2 単位)が必修科目として開設され、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎として、授業科目「事実と証明Ⅱ(刑事)」(2 単位)が必修科目として開設されている。法情報調査は、授業科目「法情報調査」又はガイダンスの中で適宜指導が行われ、法文書作成は、必修科目である授業科目「事実と証明Ⅰ(民事)」及び「事実と証明Ⅱ(刑事)」の中で適宜指導が行われている。また、模擬裁判は、授業科目「模擬裁判(民事)」及び「模擬裁判(刑事)」が開設され、ローヤリング及びエクスターンシップは授業科目「法曹実務演習(エクスターンシップ・ローヤリング)」が開設されている。

基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うに足りる数の授業

科目が開設され、そのうち4単位が選択必修とされている。

展開・先端科目については、養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち12単位が選択必修とされている。

2-1-4 各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

本法科大学院の各授業科目における、授業時間等の設定は、単位数との関係において、大学設置基準第21条（単位）、第22条（1年間の授業期間）及び第23条（各授業科目の授業期間）の規定に適合している。

以上の内容を総合し、「第2章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【改善を要する点】

- 展開・先端科目に配置されている授業科目「債権回収法Ⅰ」の実質的な教育内容が法律基本科目に当たるため、法律基本科目に配置されるよう区分整理をする必要がある。
- 展開・先端科目に配置されている授業科目「債権回収法Ⅱ」について、教育内容が法律基本科目の内容と部分的に重複しているため、展開・先端科目として開設されていることが一層明らかになるよう教育内容の改善を図る必要がある。

3 第2章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第3章 教育方法

1 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

本法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模に維持されている。

なお、科目等履修生による本法科大学院の授業科目の履修は、行っていない。

3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

本法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人が標準とされている。

3-2-1 法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

本法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、ふさわしい教材、具体的な事案、事件・記録を使用し、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

授業については、法律基本科目における1年次配当の授業科目において、講義方式を主体としつつ、双方向的な授業が実施され、2年次以降配当の授業科目において、演習形式を中心に課題別にケース・メソッドやソクラテス・メソッドによる双方向的又は多方向的な討論を行う授業が実施されている。また、法律基本科目以外の授業においても、密度の高い教育が行われている。

法律実務基礎科目の授業科目「法曹実務演習(エクスターンシップ・ローヤリング)」においては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。さらに、本法科大学院の教員が研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価に責任をもつ体制がとられており、単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け取っていない。

また、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法がシラバ

スに記載されるとともにウェブサイトに掲載されており、あらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置として、明治大学のポータルサイト「Oh-o! Meiji システム」等を通じた授業で使用する教材や関係資料の事前配付、「E-learning 自主学習教育システム」、「L I C主要法律雑誌」、「TKC法科大学院教育研究支援システム」、法的知識理解度確認システム「学ぶ君」等の学習支援システムの整備、オフィスアワーの設定、休祝日関係なく利用できる自習室の整備などが講じられている。

集中講義については、その授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるよう配慮されている。

3-3-1 法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。

本法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、36単位が上限とされている。

以上の内容を総合し、「第3章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第3章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第4章 成績評価及び修了認定

1 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

4-1-1 学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

本法科大学院においては、成績評価について、成績評価の基準の設定及び学生への周知、成績評価基準にしたがった成績評価を確保するための措置、成績評価の結果の学生への告知、期末試験の実施における配慮などがなされ、おおむね学生の能力及び資質を反映し得る客観的かつ厳正なものとして行われている。

成績評価の基準については、5段階評価とされ、複数クラス開講されている授業科目における相対評価の母集団の捉え方について特定の方針が定められていないものの、GPA制度の導入などの評価の在り方、成績のランク分け及び各ランクの分布の在り方に関する方針が設定され、これらは法科大学院要項に記載され、学生に周知されている。また、成績評価における考慮要素については、一の授業科目において出席点の取扱い方針に対する授業担当教員の理解が不十分であるものの、期末試験、課題、中間テスト、授業中の発言、出席状況等としており、これらは法科大学院要項及びシラバスに記載され、学生に周知されている。

当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置として、成績評価について説明を希望する学生への説明の機会の提供、教員間での成績分布データの共有などがとられている。

成績評価の結果については、優秀答案、採点基準、成績分布データ及びGPA成績と順位との目安などの必要な関連情報とともに学生に告知されている。

期末試験が実施される際には、一の授業科目の再試験において先に実施された追試験と一部同一の出題があるものの、当該試験に係る再試験についてもおおむね厳正な成績評価が行われ、追試験については、一定の要件に該当する学生にのみ実施され、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されている。

4-1-2 学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

本法科大学院においては、他の法科大学院又は大学院において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に法科大学院（本法科大学院を含む。）又は大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）をもとに、本法科大学院における単位として認定することが可能とされている。この場合においては、シラバスに基づき担当教員が授業内容を精査して作成した

厳格な審査に基づく所見をもとに、教授会での審議を経て単位を認定することとされており、本法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないとともに、厳正で客観的な成績評価が確保されている。

4-1-3 一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

本法科大学院においては、一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されており、対象学年、進級要件、進級要件を満たさずに原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の範囲等の取扱いなどが明確にされ、これらは法科大学院要項に記載され、学生に周知されている。

4-2-1 法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下、「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア 公法系科目	8単位
イ 民事系科目	24単位
ウ 刑事系科目	10単位
エ 法律実務基礎科目	6単位
オ 基礎法学・隣接科目	4単位
カ 展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。(基準2-1-3参照。)

本法科大学院の修了要件は、3年以上在籍し、93単位以上を修得することとされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、法学未修者については、他の法科大学院又は大学院において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に法科大学院(本法科大学院を含む。)又は大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、合計30単位を超えない範囲で、本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができることとされている。

本法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(法学既修者)については、1年を超えない範囲で本法科大学院が認める期間在学し、他の大学院等において履修した授業科目につい

て修得した単位、及び入学前に他の大学院等において修得した単位と合わせて30単位を超えない範囲で本法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目10単位、民事系科目30単位、刑事系科目12単位、法律実務基礎科目6単位以上、基礎法学・隣接科目4単位以上、展開・先端科目12単位以上を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数の割合については、3分の1以上が確保されている。

4-3-1 法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

本法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法学既修者認定試験が実施されている。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、試験問題の作成を本学学部所属の教員が担当することのないようにするほか、採点の際の匿名性が確保されるなど、本大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保つことができるような措置がとられている。

法学既修者認定試験は、憲法、民法、商法、刑法について論述式で実施されている。

法学既修者に対しては、1年間の在学期間の短縮を認め、26単位を修得したものとみなしている。この26単位については、1年次配当の法律基本科目のうち必修科目である26単位に対応しており、在学期間の短縮は、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっている。

以上の内容を総合し、「第4章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【改善を要する点】

- 成績評価において、複数クラス開講されている授業科目の相対評価の母集団の捉え方について特定の方針が定められていないため、厳正な成績評価の観点から、相対評価を行う際の母集団の捉え方について検討し、策定された方針を全教員に周知徹底する必要がある。
- 一の授業科目において、出席点の取扱い方針に対する授業担当教員の理解が不十分であるため、出席点の在り方に関する認識を教員間で共有する必要がある。
- 一の授業科目における再試験において、追試験と一部同一の出題がなされ、追試験実施後に再試験を実施しているため、再試験の出題及び実施の在り方について、更なる検討、改善を図る必要がある。

3 第4章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしているが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、改善を要する状況である。

第5章 教育内容等の改善措置

1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

5-1-1 教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

本法科大学院においては、教育の内容及び方法の改善を図るため、「教員研究研修関係常置委員会」が設置され、その研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、「授業改善のためのアンケート」の実施、FD研修会の開催、「チームによる教育」の理念に基づき科目単位で原則毎週実施されている意見交換、モデル授業のDVD化とFD研修を通じた知見の共有、授業相互見学の実施、修了生の意見の活用、教授会終了後に意見交換・情報提供を行うランチョン・ミーティングなどが行われている。

5-1-2 法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

本法科大学院においては、実務家教員が教育上の経験を確保できるよう、科目単位で行われている意見交換、授業相互見学、特に民法・商法の分野で開催されている研究会における研究者教員からの知見・経験の提供などを通じて、教育上の経験を積む取組に努めている。

また、研究者教員が実務上の知見を確保できるよう、科目単位で行われている意見交換、授業相互見学、特に民法・商法の分野で開催されている研究会における実務家教員から知見・経験の提供などを通じて、担当授業科目に関する実務上の知見の補完に努めている。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第5章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第6章 入学者選抜等

1 評価

第6章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

6-1-1 公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして、各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

本法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、「入試等関係常置委員会」が設置されている。

アドミッション・ポリシーについては、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、本法科大学院が掲げる目的に照らして、「明治法律学校は創立以来数多くの人材を輩出し、法曹界に一大勢力を形成してきました。日本でいち早く女性法曹の養成に取り組んだことも特筆に値します。こうした歴史と伝統に鑑み、明治大学法科大学院では、人権を尊重し『個』を大切にする法曹の養成を教育目標に掲げています。複雑化した現代社会では、個々人の人間的な軋轢から生ずる紛争もあれば、社会構造の歪みに由来する不正義もあります。こうした中で求められるのは、冷静な分析力と社会変革の熱意を秘めた専門法曹です。そのためにクールな頭脳と温かいハートを備えた人材を数多く受け入れ、将来の日本を支える法曹となり得るよう育成したいと考えています。そこで入学選抜においては、何よりも正義感にあふれ、批判的精神をもって社会を見つめ、生きものとしての法と格闘する人材を求めています。いわゆる偏差値入試に陥することのないよう、多角的な視点から多様な資質を評価していきます。」として設定し、ウェブサイト及びパンフレットを通じて公表されている。

また、入学志願者に対しては、本法科大学院の目的、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法等が、法科大学院説明会、法科大学院進学相談会、ウェブサイト、パンフレット及び入学試験要項を通じて事前に周知されている。

6-1-2 入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

本法科大学院においては、入学者選抜について、法学未修者、法学既修者を対象に、それぞれ第1次選考、第2次選考を課す方式によって実施され、アドミッション・ポリシーに基づいて行われている。

6-1-3 法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

本法科大学院においては、入学資格を有するすべての志願者に対して、本大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられていないとともに、入学者選抜における選考方法、過去の入試状況（合格者数、出身大学・学部、法律科目試験問題、小論文試験問題等）が公表されているなど、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されている。

6-1-4 入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

本法科大学院においては、入学者選抜に当たって、独立行政法人大学入試センターが行う法科大学院適

性試験又は財団法人日弁連法務研究財団が行う法科大学院統一適性試験を用いて、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価されており、第1次選考において、適性試験の成績を含む書類審査、法学未修者に関しては小論文試験、法学既修者に関しては法律科目試験を行い、第2次選抜において、面接試験を課すことにより、本法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されている。

6-1-5 入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

本法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、志願者調書及び各種添付書類（各種資格・能力、合格実績・成績を証明する書類を含む。）による書類審査、面接試験によって、大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めている。

入学者について、法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合は、平成16年度は約71%、平成17年度は約52%、平成18年度は約56%、平成19年度は約46%、平成20年度は約44%であり、いずれも3割以上確保されている。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

本法科大学院においては、収容定員600人に対し、平成20年度の在籍者数は517人であり、在籍者数について妥当な状態である。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

本法科大学院における入学者受入においては、入学辞退者数を見込んだ合格者数が決定されており、入学者数がほぼ入学定員と一致している状況にあり、所定の入学定員と乖離しないよう努めている。

以上の内容を総合し、「第6章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【特記すべき事項】

- 入学者に占める法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合が、平成16年度は約71%、平成17年度は約52%、平成18年度は約56%、平成19年度は約46%、平成20年度は約44%といずれも高率を示している。

3 第6章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第7章 学生の支援体制

1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

7-1-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

本法科大学院においては、学生が在学期間中に課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、本法科大学院の目的に照らして、入学から修了までの間、教育補助講師制度、オフィスアワーの設定によって、適切な履修指導ができる体制が整備されているほか、入学者に対して、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、入学前に事前指導を行うとともに、入学後においても新入生ガイダンスにおいて、本法科大学院の目的、カリキュラム、履修モデル、単位修得方法等が説明されるなど、履修指導の体制が十分にとられている。

特に、法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学修が適切に行われるよう、法学未修者を対象とした入学前の科目別ガイダンスの実施、教育補助講師制度、オフィスアワーの設定など、履修指導において特段の配慮がなされている。

また、法学既修者に対しては、法学既修者の認定の方法に応じた理論教育と実務教育との架橋を図るための履修指導として、新入生ガイダンスにおける実務家による講演会の開催や理論教育と実務教育との架橋を考慮した履修モデルの提示、教育補助講師制度、オフィスアワーの設定などが行われている。

7-1-2 各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

本法科大学院においては、目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、オフィスアワーが設定され、教室、演習室、ラウンジにおいて、学習相談や助言が行われている。なお、オフィスアワーの日時、場所、予約方法等は、一覧表等の掲示により事前周知が図られている。

また、学生の意見を汲み上げるため、修了生との意見交換会の開催、「学生の意見を聴く会」の開催、「教育に関するアンケート」を実施するなど、多様な学習相談、助言体制が整備されている。

7-1-3 各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、教育補助講師が配置されており、学習支援体制が整備されている。

7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構からの奨学金に関する情報の提供がなされるとともに、学術奨励を目的とする大学独自の奨学金制度、校友会からの寄付金をもって設定される奨学金制度及び学費の延納・減免に関する制度が整備されている。

修学や学生生活については、「学生指導関係常置委員会」が、健康相談、生活相談、各種ハラスメント相

談を担当している。また、全学的に、学内診療所において、診療、健康診断、健康相談が行われるとともに、学生相談室において大学生活への適応援助が行われている。さらに、キャンパス・ハラスメントに対しては全学の「キャンパス・ハラスメント対策委員会」が対応に当たり、多数の相談受付窓口を開設するなど、必要な相談・助言体制が整備されている。

7-3-1 身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、身体に障害のある入学志願者に対して、入学試験要項を通じて事前相談に係る内容が告知されており、入学者選抜において、等しく受験の機会が確保され、障害の種類や程度に応じた措置や対応をとるよう努めている。

身体に障害のある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備として、全館がバリアフリーになっており、エレベーター、多目的トイレ、点字ブロック等の設置、身障者用の駐車スペースの確保など整備充足に努めている。

身体に障害のある学生に対しては、対象となる学生が入学した際には、修学上必要な支援、措置を講じる予定であり、相当な配慮に努めている。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

本法科大学院においては、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、実務家教員などを中心とした教員が、学生からの個別相談に応じるとともに、文部科学省「専門職大学院等教育推進プログラム」に選定された取組「全国法曹キャリア支援プラットフォーム」(13 大学共同プロジェクト)において就職支援サイト「ジュリナビ」を構築するなど、学生の職業支援に努めている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 身体に障害のある学生に対する修学のための措置として、全館バリアフリーになっている。

【特記すべき事項】

- 文部科学省の「専門職大学院等教育推進プログラム」に選定された取組「全国法曹キャリア支援プラットフォーム」(13 大学共同プロジェクト)の幹事校として、就職支援サイト「ジュリナビ」を構築し、学生の就職支援を行っている。

3 第7章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第8章 教員組織

1 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

8-1-1 研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

本法科大学院においては、2授業科目について、教育研究業績等との適合性が認められない専任教員がいるものの、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

また、教員の担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料が、ウェブサイトの「教員紹介」を通じて学内外に開示されている。

8-1-2 基準8-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

本法科大学院においては、2授業科目について、教育研究業績等との適合性が認められない専任教員がいるものの、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

また、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報が、ウェブサイトの「教員紹介」を通じて学内外に開示されている。

8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

本法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任に関して、「人事関係常置委員会」に「審査委員会」を設置し、候補者の資格、適性、担当授業科目との適合性、教育能力、業績等について審査し、教授会で審議・決定する方法がとられている。

また、兼任教員及び兼任教員の採用に関しても、教授会において審議・決定する方法がとられており、本法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

8-2-1 法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

本法科大学院においては、専任教員数について、専門職大学院設置基準において、専任教員40人、そのうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、本法科大学院の目的を実現するため、基準で必要とされる数を超えて専任教員が配置されているとともに、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されている。

8-2-2 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

本法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、30歳代から70歳代までバランスがとれている。

8-3-1 基準8-2-1に規定する専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

本法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する教員について、専門職大学院設置基準で必要とされる数を超える人数の専任教員がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員10年以上の実務経験を有する者である。このうち、みなし専任教員については、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教授会の構成員であり、教育課程の編成その他の本法科大学院の組織運営について責任を担う者である。

8-3-2 基準8-3-1に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

本法科大学院においては、配置されている実務家専任教員（みなし専任教員を含む。）のうち、専門職大学院設置基準で必要とされる数の3分の2以上が法曹としての実務の経験を有する者である。

8-4-1 各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

本法科大学院においては、教育上主要と認められる授業科目は、法律基本科目の中の必修科目、法律実務基礎科目の中の必修科目「法曹倫理」、「事実と証明Ⅰ（民事）」、「事実と証明Ⅱ（刑事）」、展開・先端科目の中の企業法務、知的財産、ジェンダー、環境、医事生命倫理、倒産法、経済法及び労働法の分野に関する授業科目であり、そのうち必修科目の授業は、約9割が専任教員によって担当されている。

8-5-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

本法科大学院においては、教員の授業負担について、年間20単位を超える専任教員が24人いるものの、

他の専任教員は20単位以下となっており、適正な範囲内にとどめられている。

8-5-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

本法科大学院においては、専任教員に対して、研究活動を促進し、教育・研究水準の向上を図ることを目的として、教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、相当の研究専念期間が与えられている。

8-5-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

本法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、授業の準備、データ入力作業等を行うティーチング・アシスタント、専門図書・資料の整理等を行うリサーチ・アシスタント、授業補助、教材作成補助、レポート添削補助、学生の自主学習相談指導等を行う教育補助講師などが配置されている。

以上の内容を総合し、「第8章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 専任教員について、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動が、ウェブサイトの「教員紹介」を通じて学内外に開示されている。
- 教育上主要な科目については、原則として専任教員が担当するものとしつつ、研究専念期間を確保する制度が実現している。

【改善を要する点】

- 担当教員の教育研究業績等との適合性が認められなかった2授業科目について、適切な教員を配置する必要がある。

【特記すべき事項】

- 専任教員の年齢構成のバランスがとれている。

3 第8章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第9章 管理運営等

1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

本法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の仕組みを有しており、専任の長である法科大学院長が置かれている。

本法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織として、教授会が置かれている。当該教授会は、専任教員（みなし専任教員を含む。）により構成されており、本法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事その他運営に関する重要事項について、審議・決定することとされている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

本法科大学院においては、管理運営を行うために、「専門職大学院グループ」が組織され、教務、入試、法科大学院関連施設の利用・管理、広報、庶務等に関する事務を担当する職員が配置されている。

また、各種研修の実施により、職員研修の活発化に努め、職員の能力の向上を図るよう努めている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

本法科大学院においては、教育活動等を実施するために、設置者により十分な経費が負担されており、本法科大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるよう配慮され、教育活動等を実施するにふさわしい十分な財政的基礎を有している。

また、教育・研究年度計画書の作成に当たり、学長、副学長、教務理事、学務理事等によるヒアリングが行われており、設置者が本法科大学院の運営に係る財政上の事項について意見を聴取する機会が設けられている。

9-2-1 法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

本法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、目的及び社会的使命を達成するための教育活動等の状況についての自己点検及び評価を行う独自の組織として「自己点検・評価委員会」が設置され、自ら点検及び評価を行い、その結果は、「自己点検・評価報告書」としてウェブサイトを通じて公表されている。

9-2-2 自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価を行うに当たって、独自の組織として「自己点検・評価委員会」が設置され、項目として「教育目的」、「教育内容」、「教育方法」、「成績評価及び修了認定」、「教育内容等の改善措置」、「入学者選抜等」、「学生の支援体制」、「教員組織」、「管理運営等」、「施設、設備及び

図書館等」が設定されている。

9-2-3 自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価の結果を教育活動等の改善に活用するために、案件の内容に応じて各常置委員会で議論し、その結果を教授会で審議・決定する体制が整備されている。

9-2-4 自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む本大学職員以外の者による検証が行われている。

9-3-1 法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

本法科大学院における教育活動等の状況については、進学説明会の開催、ウェブサイトへの掲載、パンフレット等の印刷物の刊行など、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されている。

9-3-2 法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

本法科大学院においては、教育活動等に関する重要事項について、ウェブサイト、入学試験要項、パンフレット等を通じて、毎年度、公表されている。

9-4-1 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

本法科大学院においては、評価の基礎となる情報の一部について、提出に時間を要したものがあり、また一部の授業科目において、採点の方針又は成績評価における各考慮要素の採点結果が適切な方法で保管されていないものの、評価の基礎となる情報は、法科大学院長の指示に基づき、専門職大学院事務長の責任のもと、「専門職大学院グループ」（法科大学院担当）により収集され、耐火金庫及び学内保管スペースに保管することとされている。また、評価の際に用いた情報については、評価を受けた年から5年間保管することとされている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【改善を要する点】

- 一部の授業科目において採点の方針又は成績評価における各考慮要素の採点結果が適切な方法で保管されていないため、評価の基礎となる情報については、すべての授業科目について適切な方法で保管する必要がある。

【特記すべき事項】

- 評価の基礎となる情報の一部について、提出に時間を要したものがあることから、評価機関の求めに応じて、すみやかに提出できるよう、評価の基礎となる情報の保管方法及び業務体制の整備に努めること。

3 第9章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他本法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室、事務室等の施設が整備されている。教室、演習室、中央図書館については本法科大学院が専用とする施設ではないが、教育研究等に支障なく使用されている。

教室及び演習室については、提供される授業を支障なく実施することができるよう整備されている。

教員室については、専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、非常勤教員には勤務時間に応じて授業等の準備を十分かつ適切に行うことのできる講師控室が整備されている。

教員が学生と面談することのできる施設については、各教員の研究室のほか、教室、演習室、ラウンジが整備されており、スペースが確保されている。

事務室については、すべての事務職員が支障なく職務を行えるだけのスペースが確保されている。

学生の自習室については、本法科大学院専用であり、学生総数に対して、支障なく利用できる数の自習机が配置されるとともに、休祝日関係なく午前7時から午後11時まで使用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている。また、自習机からパソコンを使用して大学全体の蔵書を検索することが可能であるほか、自習室と中央図書館及びローライブラリーの距離が近いことなど、自習室と中央図書館及びローライブラリーとの有機的連携が確保されている。

10-2-1 法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要な設備及び機器、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器として、教室にはプロジェクタ、OHC、DVDデッキ、ビデオデッキ等が、法廷教室にはDVD/HDDレコーダー、カメラ、OHC等が配備されている。また、教室、演習室、自習室、ラウンジには情報コンセントが整備されている。

さらに、ソフトウェアの面では、学生にID・パスワードを付与し、自習室等から「LIC主要法律雑誌」、「TKC法科大学院教育研究支援システム」等を利用できる環境が整備されている。

10-3-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館として、中央図書館及びローライブラリーが整備されている。

中央図書館は本法科大学院が専用とする施設ではないが、本法科大学院が管理運営に参画しており、教育及び研究その他の業務に支障なく使用されている。

ローライブラリーには、司書の資格を有し、法情報調査に関する基本的素養を備えた専門的な能力を有する職員が配置され、図書及び資料を活用して、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な体制が整備されている。

中央図書館及びローライブラリーには、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な図書及び資料が備えられている。

中央図書館及びローライブラリーの所蔵する図書及び資料については、図書館利用規程を定めるとともに、無断貸出を防止する機器により管理されているほか、学生の希望を聴取しながら図書の購入に努めるなど、管理及び維持に努めている。

また、教員による教育及び研究並びに学生の学習が十分な効果を上げるために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器として、図書及び資料検索用パソコン、貸出用パソコン、プリンタ、テレビ、ビデオデッキ及び複写機等が整備されている。

以上の内容を総合し、「第10章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 自習室については、学生総数と同数以上の自習机が整備され、十分なスペースが確保されている。
- 自習机からパソコンを使用して大学全体の蔵書を検索することが可能であるほか、自習室と中央図書館及びローライブラリーの距離が近いことなど、自習室と中央図書館及びローライブラリーとの有機的連携が確保されている。
- ローライブラリーに司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えた職員が配置されている。

3 第10章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) 法科大学院（研究科・専攻）名
明治大学大学院法務研究科法務専攻
- (2) 所在地
東京都千代田区
- (3) 学生数及び教員数（平成20年5月1日現在）
学生数：517名
教員数：専任43名（うち実務家教員13名）

2 特徴

(1) 沿革と理念

明治大学は、現在（2008年5月1日）、法学部をはじめとする9学部、法科大学院を含む11大学院研究科を擁するわが国有数の総合大学である。その発祥は、明治14年（1881年）に、創立された明治法律学校に遡り、「権利自由」「独立自治」を建学の精神としている。この建学の精神の下、創立以来120有余年、質実剛健、新しい知の創造、時代の要請をモットーとし、それに応える人材の育成に努め、すでに40万人を超える卒業生を社会に送り出し、わが国の発展に大きく貢献してきた。

明治大学は、その発祥の由来からして、法学教育にとくに力を入れ、現在でいう司法試験に全国で一、二を争う数の合格者を輩出し続け、明治・大正・昭和戦前期の法曹界において、明治大学出身法曹は一大勢力を形成していた。この伝統の一端は、今日にも引き継がれている。

特筆すべきは、明治大学が女性法曹育成のパイオニアであることである。昭和初期に女子部（旧女子短期大学の前身）を創設し、ここから多くの著名な女性法曹を生み出し、女性の社会進出や活動領域の拡大に大きく貢献してきた。

本法科大学院は、このような明治法律学校以来の伝統を承継しつつ、司法制度改革審議会の意見書（2001年）の構想に忠実に、司法試験および司法研修制度と有機的に連携した「プロセスとしての法曹養成制度」の中核として、2004年4月に開設された。

本法科大学院の理念は、建学の精神である「権利自由」、「独立自治」を掲げつつ、21世紀の日本社会を担うにふさわしい法曹の養成を目指している。すなわち、幅広い教養、豊かな人間性および高い倫理観を備え、法律問題の解決に当たっては、深い専門的知識に基づく柔

軟で創造的な思考によって妥当な解決を導くことができる法曹である。

(2) 特徴

本法科大学院は、東京都千代田区に校舎を持つ都心型大学であり、一学年の入学定員を200名とする大規模校である（2008年5月1日現在の学生数は517名）。入学定員のうち100名を「未修者コース」（3年修了）、100名を「既修者コース」（2年修了）に当てている。この区分を厳格に守り、丁寧な入学試験を行っているのは、多様なバックグラウンドを持つ優秀な人材を数多く法曹界に送りたいと願うからである。

カリキュラムの点では、実定法科目を中心とすることは当然のことながら、学生の視野を広げるために基礎法学（法哲学、法史学、法社会学、比較法）や隣接分野（政治、経済、公共政策、立法）についても多くの科目を配置し、さらに、法曹倫理、模擬裁判、法曹実務演習などの科目によって、法曹としての心構えを修得させるようにしている。また、21世紀の法曹は専門分野に強くなければならないとの考えから、企業法務、知的財産、ジェンダー、環境、医事生命倫理の5分野を特に重視し、重点的な科目配置をし、学生にもこれらの分野を重視した履修イメージを提示している。

教授陣に多彩な人材を擁していることも、本法科大学院の特徴である。まず専任および特任教員には、その分野の一流の研究者と経験豊かな実務家が名を連ねている。実務家教員としては、弁護士（裁判官、検察官出身者を含む）のほか、創設以来、現職の裁判官・検察官・行政官をいわゆる派遣法に基づく教員として受け入れてきた。

教育方法について言えば、これらの教員が、科目によって多少の差異はあるものの、研究者教員と実務家教員との密接な連携と周到な準備の下に、科目ごとの「チームによる教育」を目指している。学生は、講義形式の授業は原則として50人、演習形式では約20人ずつのクラスに編成されて授業を受講する。一般的に言えば、授業を担当する教員もこれに参加する学生もきわめて熱心である。教員が教壇から発する熱気と学生から教壇に向かって押し寄せる熱気とが渦巻き、教室は張りつめた緊張感に満たされている、というのが、本法科大学院を視察した多くの方の指摘するところである。教員と学生との間には、日常的に濃密な学問的人間関係が形成されている。

ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 本法科大学院の目的

本法科大学院学則第2条は、「明治大学法科大学院は、法曹としてふさわしい豊かな人間性と高い倫理観および創造的な思考力を涵養するとともに、幅広い教養と専門的な法知識を教授し、並びに法的諸問題を解決するための能力向上に必要な実践的教育を施すことにより、社会的、国際的に活躍し得る優れた資質と能力を有する法曹を育成することを目的とする。」と謳っている。

この目的は、明治法律学校の建学の精神に立ち返り、21世紀の法曹は「豊かな人間性」、「高い倫理観」および「幅広い教養」を備えた、人間としても真に優れた法曹であるとともに、「専門的法知識」と「創造的な思考力」によって、単に社会に生起する諸問題の法的側面を切り取って、それについての専門的意見を述べるだけ（legal opinion teller）でなく、法的側面を含めてその問題全体を検討し、妥当な解決を導く者（all-purpose problem solver）でなければならない、との本法科大学院の設立の理念に基づくものである。

2 養成しようとする法曹像

本法科大学院が養成しようとしている法曹像は、上述した意味での「21世紀の日本社会を担う法曹」である。本法科大学院では、学生が理解しやすいようにやや具体的に「養成したい法曹イメージ」を五つのパターンで示している。すなわち、「人権を尊重し『個』を大切にす法曹」、「批判的精神をもって社会秩序を探究し、人類発展に貢献する法曹」、「男女共同参画社会の形成に貢献する法曹」、「専門分野に強い法曹」、「アジア諸国において活躍する法曹」である。

（1）「人権を尊重し『個』を大切にす法曹」

明治大学の建学の精神である「権利自由」、「独立自治」は、そのまま現在にも通用する理念である。本法科大学院は、社会全体の利益の名において構成員である個人一人ひとりの基本的人権やその多様な個性が犠牲にされ、無視されることにならないように、これを尊重する法曹を育成したい。

（2）「批判的精神をもって社会秩序を探究し、人類発展に貢献する法曹」

日本は、明治維新後僅かな期間に急速に近代化を果たしたが、その挙げ句に無謀な第二次大戦に突入し、この歴史の回転を法曹といえども阻止することができなかった。その深刻な過去の反省に立って、本法科大学院は、いかなる権力に対しても常に批判的精神を持しつつあるべき社会秩序の樹立を求め、人類の発展という導きの星に向かって歩み続ける法曹を育成したい。

（3）「男女共同参画社会の形成に貢献する法曹」

明治大学は、女性法曹を数多く世に送り出した伝統と実績を持つ。しかし、現在の日本が完全に男女の平等が実現し、女性が社会において男性と完全に平等な地位と権利を享受しているかといえば、そうではない。本法科大学院は、この現実を直視し、女性か男性かを問わず法曹として、社会のあらゆる面で男女の実質的平等が実現し、社会が要請する活動に男女が共同して参画できる社会を実現するように努力する法曹を育成したい。

（4）「専門分野に強い法曹」

21世紀は、より高度な専門性が問われる時代である。そこで、本法科大学院は、法律のあらゆる分野について広く浅い知識を持つオールラウンド型の法曹（generalist）ではなく、本法科大学院がその歴史と現在の状況からとくに重視する「企業法務」、「知的財産」、「環境」、「ジェンダー」、「医事生命倫理」の5分野の一つまたは二つについて深い知識を有し、その分野で活躍できる専門法曹（specialist）を育成したい。

（5）「アジア諸国において活躍する法曹」

法律家の使命は、国境を越えて広く世界の法律家と連携して正義と平和の実現に貢献することである。本法科大学院は、日本が置かれている歴史的・地理的・文化的状況から、まず近隣アジア諸国との緊密な信頼関係を築くことに貢献し、その基盤に立って活躍する法曹を養成したい。

3 理念・目的の公表・周知

本法科大学院では、上述した本法科大学院の理念や目的を、印刷物・ウェブサイト等を用いて対外的にも対内的にも広く公表し、教職員・学生・受験生に広く周知させている。とくに新入生についてはガイダンス等を通じて周知徹底を図っている。

iii 自己評価書等

対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書本文及び自己評価書の別添として提出された資料一覧については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書等 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200903/houka/jiko_meiji_h200903.pdf